

不活性ガス（二酸化炭素）消火設備によって、消火剤である二酸化炭素が誤って放出され、死傷者を出す事故が発生しました。

【不活性ガス消火設備とは】

不活性ガス消火設備は、電気室や機械式立体駐車場などの空間に不活性ガスを放出し、火災を消火する設備です。

消火のため放出される不活性ガスには、二酸化炭素・窒素などがあり、一定以上の濃度に達すると人命危険が生じます。

不活性ガス消火設備が設置された施設で工事やメンテナンス等を行う場合は、建物関係者と作業者の双方が作業内容や消火設備に関する情報などを十分に共有し、不活性ガス消火設備による事故防止にご配慮願います

【同様の事故を防ぐために不活性ガス消火設備を設置する事業所や工事、メンテナンスを行う事業所におかれましては、以下の点にご注意ください。】

- 不活性ガス消火設備が設置された部分やその付近で工事やメンテナンスを実施する場合は、**二酸化炭素消火設備を熟知した消防設備士や消防設備点検資格者を立ち合わせる**など、安全確保に努めてください。
- 誤作動や誤放出を行わせないように、事前に消防設備メーカー等に作業開始前の措置や作業時、作業実施後の復旧時に留意すべき安全対策の内容を確認した上で、作業を実施してください。
- 作業の内容、工程について不活性ガス消火設備が設置されている事業所および作業をする業者等の双方で確認し情報共有を図ってください。
- **作業前に不活性ガス消火設備の閉止弁を「閉」とし**、誤操作等による消火剤の放出を防止する対策を講じていることを確認してください。
- **作業終了後は、閉止弁を「開」とし**、不活性ガス消火設備が確実に復旧したことを事業者および作業をする業者等の双方で確認してください。

【二酸化炭素消火設備が作動した場合は早急に避難してください。】

二酸化炭素消火設備が作動した時は、退避を促す音響警報が作動します。警報が作動した後、防護区画（※）が形成され、二酸化炭素が充満します。付近にも漏れるため、音響警報が作動した際は、**早急に防護区画の外へ退避し、絶対に近づかないようにしてください。**

また、消火設備が放出された時は、すぐに119番通報をしてください。

※防護区画とは？

二酸化炭素などの消火剤を使用する消火設備は、火災を有効に消火するために、扉などの開口部を閉鎖し、消火剤を充満させる区画を形成します。このことを防護区画といいます。

【不明な点はお問い合わせください。】

志摩市消防本部 予防課 0599-43-2406